

平成 22 年 1 月 19 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング 20 階  
産業ファンド投資法人  
代表者名 執行役員 倉 都 康 行  
(コード番号 3249)

資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 久 我 卓 也  
問合せ先 インダストリアル本部長 西 川 嘉 人  
TEL. 03-5293-7091

### 保有資産のテナントに関するお知らせ

本投資法人が保有している不動産であるIIF羽田空港メンテナンスセンター（以下、「本施設」という）のテナントである株式会社日本航空インターナショナルが、株式会社日本航空、株式会社ジャルキャピタルとともに平成22年1月19日付で「株式会社企業再生支援機構に対する再生支援申込み及び支援決定、並びに会社更生手続開始申立て及び開始決定に関するお知らせ」を公表した件に関し、本投資法人の運用状況に係る影響について下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. テナントの概要

(1) テナント名	: 株式会社日本航空インターナショナル
(2) 賃貸面積	: 81,995.81 m <sup>2</sup>
(3) 本施設の総賃貸可能面積に占める割合	: 100.0%
(4) 本投資法人の総賃貸面積に占める割合	: 34.3%
(5) 年間賃料（消費税別）（注2）	: 1,947 百万円
(6) 本投資法人の総年間賃料に占める割合（注2）	: 36.6%

（注1）上記（2）～（6）は本日現在で有効な賃貸借契約をもとに算出した数値です。

（注2）「年間賃料」及び「総年間賃料」は、本投資法人の保有する各不動産及び信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額（複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産については、その合計額）の百万円未満を四捨五入して記載しています。

##### 2. 運用状況への影響

現時点において、当該テナントからの賃料共益費等の不払い、遅滞、減額請求等はありません。また、本日付で、テナントより、更生手続き開始後、取引継続期間中に発生した債務については、従前の取引条件に従い支払われる旨の文書を受領しております。本投資法人は、本施設が、テナントにとって航空運送事業継続上不可欠である法定の機体整備を行う為に必要であり、今般の更正法適用申請によっても、引続きその必要性・重要性は全く変わらず、継続的に使用されるものと考えております。

上記のような理由に基づき、本投資法人は、本件による、本投資法人と株式会社日本航空インターナショナルとの間で締結されている賃貸借契約への影響は、当面ないものと考えております。

以 上

本投資法人のホームページ : <http://www.iif-reit.com/>